

平成25年2月定例会 経済委員会（事前）

平成25年2月13日（水）

〔委員会の概要 労働委員会関係〕

有持委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時36分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、労働委員会関係の調査を行います。

この際、労働委員会関係の2月定例会提出予定議案について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【提出予定議案】（資料①）

- 議案第1号 平成25年度徳島県一般会計予算

【報告事項】（資料②）

- 終結した事件について
- 個別的労使紛争解決サービスの運用状況について

蛭多労働委員会事務局長

おはようございます。今議会に提出を予定いたしております労働委員会関係の案件は、平成25年度当初予算案でございます。

それでは、お手元にお配りしております経済委員会説明資料により、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

平成25年度労働委員会の主要施策の概要についてでございますが、労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づきまして、労使紛争の調整や、不当労働行為の審査などを実施いたしますとともに、個別的労使紛争解決サービスに取り組むことにより、安定した労使関係が築かれますよう努めてまいります。

次に、当委員会は中立、公正な立場から、労使関係の安定化、正常化を図るために設置されました専門的行政機関でありまして、紛争の処理に当たりましては、手続の迅速性、簡易性、さらには実効性のある救済が求められております。このため、これらの業務が円滑に遂行されますよう、調査を初めとした諸資料の収集、分析を的確に行うとともに、職員の資質の向上を図り、労働委員の活動への補佐機能が十分発揮できるよう努めてまいります。

続きまして、3ページをお開きください。

歳入・歳出予算についてでございます。

一般会計予算の総括表でございますが、平成25年度の当初予算額は1億1,018万円であ

り、事務費の節減などにより、前年度当初予算額に比べまして55万4,000円、率にして0.5%の減額となっております。財源は、全額一般財源でございます。

次に、4ページをお開きください。

予算の主要事項につきましては、説明資料の右側の摘要欄に記載しておりますとおり、委員会費として2,464万4,000円、給与費として8,332万6,000円、事務局費として221万円をそれぞれ計上させていただいております。

提出予定案件につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項が2点ございますので、お手元の報告資料の1ページをお開きください。

まず、11月の定例会以降に終結した事件でございますが、調整事件で1件、不当労働行為事件で2件ございます。

調整事件のA事件につきましては、B労働組合からC会社を相手方として、平成24年10月17日にあっせん申請があったものでございます。

申請内容といたしましては、組合員の夏季一時金の支給などに関する団体交渉を進めていたものの、妥結に至らないまま開催されなくなったため、団体交渉の促進を求めていたものでございます。

この事件につきましては、2回のあっせんを行った結果、団体交渉の手続を定めた、いわゆる団体交渉ルールを労使双方が受け入れ、また、次回団体交渉の開催日時などについて労使双方が合意し、解決したものでございます。

2ページをお開きください。

不当労働行為事件についてでございます。

D事件につきましては、E労働組合からF会社を相手方として、平成24年3月30日に新規申し立て、平成24年8月9日に追加申し立てがあったものでございます。

申し立て内容といたしましては、会社に勤務する組合員2名の勤務場所、勤務内容を議題とする団体交渉における会社の対応などが不当労働行為に該当するとして、不利益取り扱いの禁止、誠実な団体交渉の実施などを求めていたものでございます。また、会社から組合員2名に対して、昨年7月末をもって解雇するとの通知がなされたため、組合は、当該解雇通知は報復的不利益取り扱いに該当するとして、解雇の撤回と勤務復帰までの間の賃金相当額等の支払いを求め追加申し立てを行ったものでございます。

この事件につきましては、これまで当事者間の主張整理や争点の明確化のための調査を4回、証人尋問などの証拠調べを行う審問を2回実施し、適正に審査手続を進めておりましたところ、昨年12月21日に組合から取り下げ書が提出され、終結したものでございます。

G事件につきましては、H労働組合からI会社を相手方として、平成24年8月6日に申し立てがあったものでございます。

申し立て内容といたしましては、2012年春闘要求事項について組合が申し入れた団体交渉を拒否したことは、正当な理由がなく不当労働行為に該当するとして、誠実な団体交渉の実施などを求めていたものでございます。

この事件につきましても、申し立て以降、調査を2回、審問を1回行うなど、適正に審査、検討を進めておりましたところ、去る1月23日に組合から取り下げ書が提出され、終結したものでございます。

最後に、3ページをごらんください。

個別的労使紛争解決サービスの昨年4月から本年1月末までの運用状況でございます。

相談件数は178件、あっせん申請は16件となっております。

あっせん申請16件のうち、本年1月末の時点で15件が終結しております。

この15件の終結状況でございますが、解決に至ったもの9件、打ち切りとなったもの6件となっております。

この打ち切り6件の内訳でございますが、相手方当事者があっせんそのものに応じない不応諾が3件、あっせんを実施しましたが合意に至らなかった不調が3件となっております。

なお、係属中の1件につきましては、2月に入ってあっせんを行った結果、解決いたしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

有持委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申し合わせがなされておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、労働委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（10時44分）

※注： ホームページにおける労働委員会関係の委員会記録・資料の掲載に当たっては、企業名等の実名を記号化して標記しております。

なお、徳島県議会で保存しております委員会記録・資料の原本については、企業名等は実名のまま標記しております。